

追加情報：【外国人に対する入国制限措置の更なる延長】ブラジルにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起

2020年7月3日

◎昨日の領事メール（詳細は以下 URL のとおり）でお送りした、外国人に対する入国制限措置に関する政令第 340 号について、ブラジル政府より追加情報を入手しました。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=93590>

1 短期滞在目的の査証(訪問ビザ (VIVIS : VISTO DE VISITA))を所持する場合と、訪問ビザ免除の場合のいずれについても、芸術活動、スポーツ活動、ビジネス活動目的の場合のみ入国が可能であり、他の目的での入国は不可。観光目的での入国は不可。(第 6 条)

2 伯国内の空港で国際トランジットを行う場合には、引き続き、入国管理カウンターを通過して入国することはできず、空港国際エリア内で再搭乗を行う必要がある。

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所

－電話：51-3334-1299

－e-mail：cjpoa@c1.mofa.go.jp